

3

通関実務

令和7年度（第59回） 問題3

A ☐☐☐☐

次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 課税価格の合計額が20万円以下であって賦課課税方式が適用される郵便物に対する関税の率は、関税定率法第3条の3の規定に基づき少額輸入貨物に対する簡易税率によることとされているが、当該郵便物の名宛人が当該郵便物につき関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の申告を行う旨を税関に申し出たときは、この限りでない。
- 2 個人である輸入者が、通信販売により購入して外国から輸入する貨物で、輸入後に日本国内で業として販売すると認められるものについては、その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められることから、当該貨物の課税価格は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする。
- 3 関税の納税義務者が、インターネットを使用して行う通知に基づき納付受託者に関税の納付を委託した場合において、その委託を受けた納付受託者により当該関税が納付されたときは、その納付がされた日に当該関税の納付があったものとして、附帯税に関する規定を適用する。
- 4 特例委託輸入者が、関税法第7条第2項（申告）の規定による輸入申告書を提出した場合において、その納付すべき関税について同法第9条の2第1項の規定による納期限の延長を受けようとするときは、その納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該輸入申告書を提出した税関長に提出し、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供しなければならない。
- 5 関税額の確定につき申告納税方式が適用される場合に、納税義務者による申告において、関税に関する法律の規定に従わないで関税の課税標準の計算又は税率の適用がされて関税額の計算が行われていたときは、税関長の処分により納付すべき関税額が確定することとされている。

1 ×

適用除外品目を除き、簡易税率は課税価格の合計額が 20 万円以下のすべての輸入貨物に適用されるため、「賦課課税方式が適用される郵便物」といった限定的な表現は誤りである。

申告納税方式か賦課課税方式であるかは、当該簡易税率の適用の可否に関係ない。

2 ×

課税価格を通常の卸取引の段階でされた場合の価格とする「個人用品の特例」が適用できるのは、以下の場合である。

- ①本邦に入国する者が携帯又は別送して輸入する貨物、その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、かつその輸入者の個人的な使用に供される場合
- ②輸入貨物が本邦に居住する者に寄贈される貨物で、寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められる場合

3 ×

「納付がされた日」ではなく「(納付の) 委託を受けた日」である。

4 ○

5 ○

復習単元：「税率の種類」、「変質又は損傷した輸入貨物・航空貨物の課税価格等」、「関税の納付」、「法定納期限と納期限」、「申告納税方式」またはこれらに類するもの